

欧州知的財産ニュース

2005年10～12月号 (Vol.11)

2005年12月30日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

特許

【バイオテクノロジー・生物多様性】

- ・ EuropaBio、ヘルスケアに係るマニフェストを公表
- ・ ICC、遺伝資源特許の出所開示義務導入に関して声明を発出

意匠・商標

- ・ OHIM、欧州共同体商標の手数料減額を発表
- ・ ドイツ特許庁の商標出願に係る新審査基準

地理的表示

- ・ EU及び米国、ワインの貿易問題について合意
- ・ ECJ、フェタチーズにつきギリシャの原産地呼称保護認める判決

不正競争防止法

- ・ 欧州委員会、「.eu」ドメイン登録申請を12月7日から開始と発表

模倣品・海賊版対策

- ・ 欧州委員会、模倣品及び海賊版に対処するためのアクションプランを公表

特許情報・電子出願

- ・ ドイツ特許庁10月11日より新たな情報提供サービスを開始
- ・ esp@cenet 文献単位の印刷・ダウンロード可能に

その他

- ・ 欧州委員会、音楽作品のオンライン上の権利の管理に関する勧告を公表

欧州知的財産ニュースは、JETROテュッセルドルフセンター-産業財産権調査員(坂東)により作成された
ものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、
patent_tcd@jetro.go.jp まで。Copyright(C)2004JETROテュッセルドルフセンター-(坂東)All rights reserved.
本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップ
することは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しております
が、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

特許

【バイオテクノロジー・生物多様性】

・EuropaBio、ヘルスケアに係るマニフェストを公表

EuropaBio(注1)は9月22日付けで、ヘルスケアに係るマニフェスト”Healthcare Manifesto”を公表した旨、プレス発表を行なった。

このマニフェストによると、今までに2億5千万人以上の患者が、患者数の少ない病気を含め心臓病、乳がんなどの病気の治療、予防にバイオ医薬品の恩恵を受けている。しかし、多くの患者が治療を受けることが出来ないでおり、多くの病気が未だに治療出来ない状況である。そして未だ実現されていない医療上のニーズを満たすべく、この数年間に期待されているヘルスケアに係るイノベーションに応じた7つキー・ポリシーを発表した。マニフェストに掲げられた7つのキー・ポリシーは次の通り。

- 1) バイオ医薬品及び先端技術について経済上の評価をする役割り。
- 2) バイオジェネリック医薬品：品質と安全性の向上 - 公衆衛生の観点
- 3) 希用薬（極めて希な疾病の治療に用いられる薬品）：欧州の夢の達成
- 4) 先端的な細胞工学&組織工学製品による新たなメディカルフロンティアの追求
- 5) 今日のヘルスケア産業における大変貴重な要素としての生命倫理
- 6) 診察と先端医薬の密接な関係：目標とする治療へ向けて、遺伝学とゲノム薬理の役割
- 7) バイオテクノロジーに向けてのバイオテクノロジー：企業規模が重要：中小企業とバイオ産業にとって友好的な環境の創造

(注1) EuropaBio

ヨーロッパバイオテクノロジー産業連合。欧州のバイオ技術業界を代表する総括組織。メンバーは、欧州を中心とした企業約50社、及び欧州18カ国のバイオ産業関係25組織。欧州の各学会とも密に連絡を取りつつバイオ産業のための一貫性のある立法に貢献している。バイオ技術に係る情報を欧州議会、欧州委員会、閣僚理事会へ定常的に提供している。

---EuropaBioの9月22日付けプレス発表はこちら---

---EuropaBioが9月22日付けで発表した”Healthcare Manifesto”はこちら---

EuropaBioの関連記事は、欧州知的財産ニュース2005年6～9月号(Vol.10)参照。

---欧州知的財産ニュース2005年6～9月号(Vol.10)はこちら---

・ I C C、遺伝資源特許の出所開示義務導入に関して声明を发出

I C C(注)は10月19日、遺伝資源の特許出願における出所開示義務の導入の目的でT R I P S協定改正の検討をすることは時期尚早である旨プレスリリースを行なった。

この中でI C Cは、出所開示義務については、W T OやW I P Oの多国間フォーラムにおいて、強力に支持している国もあれば、精力的に異議を唱えている国もあるとの認識を示しつつ、これらの議論は、この問題がT R I P S協定の再交渉に取り上げられるに先立って、成果となるべきものであるとして、まず技術的な議論をW I P Oにおいて行なうべきであるとしている。そして結論としてT R I P S合意の現段階における改正議論は時期尚早であるとしている。

なお、I C Cは2005年5月25日付けで、「アクセス及び利益の共有：特許出願における特別の開示要求」と題するディスカッションペーパーを公表。この中では、特許出願における出所開示義務の導入に当たっては、事前通報・同意手続き(Prior Informed Consent、通称P I C。)の開示は適切ではないとの意見を示すなど、慎重に対処すべき旨注意を促している。

(注) I C C

International Chamber of Commerce。国際商工会議所。本部パリ。1920年パリで創立総会開催。以来民間企業の世界ビジネス機構として活動。現在、世界130カ国、約7,400社の会員を有する。主な目的は、国際貿易(商品・サービス)と投資の促進、企業間の自由かつ公正な競争の原理に基づく市場経済システムの発展、世界経済を取り巻く様々な問題(環境、社会問題、等々)への提言。活動としては、W T O、W I P O、E U等の国際機関、各国政府等に対し、民間の立場からの意見具申/政策提言を行なっている。ホームページは、<http://www.iccwbo.org/> 参照。

--- I C Cのプレスリリースはこちら---

意匠・商標

・ O H I M、欧州共同体商標の手数料減額を発表

O H I M(欧州共同体商標意匠庁)は10月17日、欧州共同体商標(Community Trade Mark

[C T M]) 手数料を減額する旨プレスリリースを行なった。

この減額措置には、次のものが含まれる。

- ・ C M T の出願料を 9 7 5 ユーロから 9 0 0 ユーロに減額
- ・ C M T の登録料を 1 1 0 0 ユーロから 8 5 0 ユーロに減額
- ・ C T M の更新登録料を 2 5 0 0 ユーロから 1 5 0 0 ユーロに減額

さらに、インターネットを利用した登録出願、更新登録申請をした場合、1 5 0 ユーロの特別の減額を受けることが出来る。

この減額措置により E U 単一市場においてビジネスを行なうにあたり、より廉価で知的財産の保護が受けられるようになるが、減額規模は 3 千 7 百万 ~ 4 千万ユーロになる。

O H I M は、1 9 9 4 年に設立され、以来世界中から 2 0 万以上の企業が E U 域における商標の法的保護を得るために利用している。

O H I M では、この数年間 Wubbo de Boer 長官のリーダーシップの元、構成国の知的財産当局との協力の下、手続の簡素化、作業方法の合理化などによって生産性の向上、効率改善を目的とした大規模の計画を実行し、最先端の I T ツール・手段を導入すると同時に、サービスの品質向上によってユーザーの増加に結びつけてきた。その結果、サービスの向上（特に、オンラインサービス）及びレスポンス時間の削減に投資する一方で、効率化の恩恵をビジネスコミュニティで共有することができた。

この減額措置は 2 0 0 5 年 1 1 月 1 日までに発効する。

--- O H I M のプレスリリースはこちら---

・ドイツ特許庁の商標出願に係る新審査基準

ドイツ特許庁は、6 月 1 3 日に商標出願に係る新たな審査基準を公表し、7 月 1 日から有効となったが、その第 5 章 ” 登録の審査 ” の仮訳（英語）を掲載する。

--- 第 5 章仮訳(英語)はこちら---

--- 新たな審査基準の原文（ドイツ語）はこちら---

地理的表示

・ E U 及び米国、ワインの貿易問題について合意

欧州連合（EU）の欧州委員会は9月15日付けで、EUと米国はワインの貿易問題について第1段階の合意に至った旨、プレスリリースした。

合意によると、米国は準属性地域名（Semi-Generic）に指定されている17種類の欧州産のワイン銘柄（注1）の使用を制限する法案を議会に提出する。そして、所定の条件の下、所定の期間についてはEUにおいて伝統的に用いられている14種類の表現（注2）の使用が認められることになる。またEUにおけるラベリングの主な原則も受け入れる。

一方、EUはEU向けに輸出されるワインについては、米国で現在認められているワインの製法を許容することとする。

EUと米国のワイン摩擦は20年もの間続いていた。EUにとって米国は最大の市場であり、2004年には約20億ユーロのワインを輸出している。この合意によりEU及び米国の生産者は共に利益を得ることとなる。

EU及び米国はまた、この合意が発効して90日後にさらなる第2段階の合意について交渉を開始する旨合意している。

（注1）

米国で準属性地域名（Semi-Generic）に指定されてワインのクラスやタイプ呼称として使用できる17銘柄は次の通り。Burgundy, Chablis, Champagne, Chianti, Claret, Haut-Sauterne, Hock, Madeira, Malaga, Marsala, Moselle, Port, Retsina, Rhine, Sauterne, Sherry and Tokay.

（注2）

14種類の表現は次の通り。Chateau, classic, clos, cream, crusted, /crusting, fine, late bottled vintage, noble, ruby, superior, sur lie, tawny, vintage and vintage character.

---欧州連合の欧州委員会の9月15日付けプレスリリースはこちら---

・ ECJ、フェタチーズにつきギリシャの原産地呼称保護認める判決

欧州司法裁判所（ECJ：European Court of Justice）は、10月25日ギリシャが原産地呼称保護（PDO）（注1）に登録したチーズ”フェタ（Feta）”について、デンマーク及びドイツが提訴していたが、ギリシャ以外のEU各国の生産者がチーズに”フェタ”の名称を使用することを認めない、との判決を下した。

1994年、ギリシャ政府は理事会規則（E E C / 2 0 8 1 / 9 2）に基づき、欧州委員会にフェタの名称でチーズの登録申請を行った。

1996年、欧州委員会は、G IにかかるE U規則が採択されたこの年に「フェタ」を登録。しかし、デンマーク、ドイツ及びフランスはフェタと言う名称は既に多くの国で使用されており、かつ一般的である、としてE C JにP D O製品の登録無効訴訟を起こす。

1999年、E C Jは、フェタは登録されるための情報が不十分であるとして、登録を取り消す判決を下す。

2002年、欧州委員会は加盟国への調査を実施するなどし、フェタはギリシャ特有のものであるため、P D O製品に再登録する提案を行い、再登録された。しかし、12月デンマーク及びドイツは、フェタはすでに一般的な名称になっているとして登録を不服とする提訴をE C Jに行なった。

2005年、5月E C Jの法務官はデンマーク、ドイツ両国の提訴を棄却すべきとの見解(注2)を公表(注3)。

2．争点

フェタは、一般的な名称であるか地域に密接した特定の食品の名称であるか。

3．E C Jの判断

フェタの名称はギリシャにおける限定された地理的地域における農産物あるいは食品に適用されており、当該地域に特有の特徴、及び当該地域において用いられている生産、加工、調理方法を反映していることから、E U法における原産地呼称保護の要件を満たしている。

4．影響

2002年にフェタがP D O製品に再登録されているため、この判決により、ギリシャ以外のE U各国の「フェタ(F e t a)」チーズ生産者は、5年以内(2007年まで)にチーズの名称を変えるか、生産を中止しなければならない。

なお、欧州委員会は、W T O農業交渉ドーハラウンドにおいては、フェタを含む41産品のリストを提出し、E U生産者が排他的に使用するための地理的保護を求めているところ。

(注1)「原産地呼称保護制度(Protected Designation of Origin: P D O)」

特定の地域・場所に由来する、固有の自然的あるいは人的要因によって品質、特徴が規定されるもので、特定の地域で生産・加工・調整された食品など、現在12の区分(例、チーズ、肉、野菜、魚、ビール。)がある。欧州連合において地理的に区分された地域における確かな特徴を持つ高品質の農産物について、価値が高まる要素の名称を保護し、農業生産

の多様性を維持・確保するため1992年に創設された。なお、欧州委員会は、異議申立のための調査を容易にすべく登録申請中の申請書をホームページに掲載している。

(注2) 法務官の見解

裁判官を補佐する法務官が公判に提出する理由を付した意見。直接的には判決に拘束力はない。

(注3) 法務官の見解についての関連記事は、欧州知的財産ニュース2005年5月号(Vol.9)参照。

---欧州知的財産ニュース2005年5月号(Vol.9)はこちら---

---判決文自体はこちら---

不正競争防止法

・欧州委員会、「.eu」ドメイン登録申請を12月7日から開始と発表

欧州委員会(情報社会局:DG Information Society)は、10月5日付けでE U R i d(注)が新たなTLD(Top Level Domain:トップレベルドメイン)である「.eu」の登録の「Phase 1 of Sunrise」を12月7日に開始することを発表した旨、プレス発表を行なった。

公共機関及び商標保有者のみが登録申請できる「Phase 1 of Sunrise」は、12月7日から2006年2月6日までの2ヵ月間。その後、EU加盟国の国内法で保護されたその他の権利を保有している者が登録申請できる「Phase 2 of Sunrise」が2006年2月7日から4月6日までの2ヶ月間あり、企業名などに対応するドメイン名が登録申請できる。2006年4月7日以降は、4ヶ月に亘ったサンライズ期間が終了し、一般からの登録申請が開始される。

(注) E U R i d

独立した非営利団体。欧州委員会は、E U R i dを「.eu」ドメイン名の管理を行う組織として選定している。

---欧州委員会の10月5日付けプレス発表はこちら---

---E U R i dの10月5日付けプレス発表はこちら---

「.eu」ドメインについての関連記事は、欧州知的財産ニュース2005年6~9月号(V

o l . 1 0) 参照。

---欧州知的財産ニュース2005年6~9月号(Vol.10)はこちら---

模倣品・海賊版対策

・欧州委員会、模倣品及び海賊版に対処するためのアクションプランを公表

欧州委員会は、10月11日付けで、模倣品及び海賊版に対する保護を強化する手段を公表した。2005年及び2006年における活動との位置付けで提案されたこれらの手段により、改正法や運用の統制による共同体レベルの保護の強化、税関/企業の連携の強化、当該分野における国際協力の強化、などが増すことになる。

統計によると、2004年のEU域のボーダーで押収された模倣品及び海賊版の量は増加しており1億300万点に上り、前年比12%以上の増加、1998年と比較すると1000%の増加である。食料品、薬、家庭用品、車の部品など、消費者の健康や安全を損ないかねず、その数は引き続いて増加しており、偽造の高品質化が発見をより難しくしている。

---欧州委員会のプレスリリースはこちら---

特許情報・電子出願

・ドイツ特許庁10月11日より新たな情報提供サービスを開始

ドイツ特許庁は9月15日付けで、10月11日より新たなインターネットサービス"DPMAkurier"を開始する旨、プレスリリースを行なった。この新サービスは、特に中小の企業を対象としたもので、中小企業に情報をより効率的に供給しようとするものである。同サービスにより、特許、商標、意匠の各公開公報・登録公報などの電子データを購読することが可能となる。サービスの利用開始に当たっては電子メールアドレスなどを登録する必要が有る。

なお、"DPMAkurier"サービスは、ドイツ特許庁により無料で提供される。

---ドイツ特許庁の9月15日付けプレスリリースはこちら---

---同サービス自体(ドイツ語及び英語のページがそれぞれ用意されている。)はこちら

・ esp@cenet 文献単位の印刷・ダウンロード可能に

E P Oは、11月4日から esp@cenet で文献単位の印刷、及びダウンロードが可能になった旨プレス発表を行なった。

このサービスを開始するに当たって、主な懸案事項の一つがE P Oのシステムに対する要求が容量を上回ってしまわないかどうか、という点であった。つまり、このサービスによって esp@cenet ユーザが本格的に印刷やダウンロードを開始し、システムに過度の負荷がかかるのではないかと懸念されていた。

しかし、自動文献検索を排除するスクリーニングシステム（ユーザーはダウンロードを要求する際に、グラフィック表示されるキーワードを入力しなければならない。）が導入されており、システムが乱用や、過度の負荷から保護され、真のユーザーの利用性が保証されている。

--- E P Oのプレス発表はこちら---

その他

・ 欧州委員会、音楽作品のオンライン上の権利の管理に関する勧告を公表

欧州委員会は10月12日付けで、音楽作品のオンライン上の権利の管理に関する勧告 (Recommendation)を同日採択した旨、プレスリリースした。

これによると、オンラインサービスのためにEU域をカバーする著作権のライセンスに係る今後の改善について言及されており、ウェブ配信や音楽のオン・デマンドダウンロードなどのインターネットを利用した新たなサービスによって、EU域を対象とする活動をカバーするようなライセンスが必要となっており、改善は避けられないとしている。EU域の著作権ライセンスが存在しないことが、インターネットを利用した新たな音楽サービスが発達することを困難にしている一要因となってきたとしている。

--- 欧州委員会のプレス発表はこちら---